

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を確保し、ステークホルダーとの信頼関係の一層強化とグループ全体として企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つとして認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ) 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	926,300	5.86
トーカロ従業員持株会	872,601	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	658,300	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	631,200	3.99
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決裁営業部	571,200	3.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 常任代理人 香港上海銀行東京支店	474,100	3.00
中平 晃	400,000	2.53
野村信託銀行株式会社	323,000	2.04
広瀬 真理子	300,000	1.89
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー	293,000	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 10 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i

山崎 優 弁護士

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b 他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
----	------	--------------	---

山崎 優 ○

長年にわたる弁護士としての幅広い経験と見識を有しておられ、これを当社の経営にいかしていただくことを期待して、選任しております。山崎氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号のa～eに該当しない社外取締役でありますので同氏を独立役員に指定しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人から監査計画、監査結果等について詳細な説明を受けるとともに、自己の見解等について積極的に意見交換・情報交換を行なっております。なお、会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で、往査現場での講評への立ち会いならびにミーティングを開催しております。

監査役は監査役監査の目的達成に資するため、内部監査部門である監査室から、内部監査結果等について定期的に報告を受け、意見交換・情報交換を行なっております。また、必要に応じて監査室へ調査の依頼を行い、その結果を監査役監査の参考としております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
日下 敏彦	税理士				○				○	
四井 賢一	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
日下 敏彦	○	——	税理士の専門性、経営に対する客観性・中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるため。 日下氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号のa～eに該当しない社外監査役でありますので同氏を独立役員に指定しました。
四井 賢一	○	——	税理士の専門性、経営に対する客観性・中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるため。 四井氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号のa～eに該当しない社外監査役でありますので同氏を独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の役員報酬の体系にて、十分適正に機能していると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、「役員報酬規程」に基づき、株主総会の決議により定められた報酬の上限額(年額240,000千円)の範囲内において決定しております。
具体的な金額については、常勤・非常勤の別を含めた各取締役の職務・職責および会社の業績等を斟酌し、取締役会で承認された方法により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局担当の経営企画部がサポートにあたっております。また、社外監査役に対しては、監査室から兼任で監査役監査に必要な補助業務および監査役会事務局業務にあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査・監督の概要

当社は監査役会設置会社であり、かつ社外役員を選任しております。社外監査役を含む監査体制が経営監視機能として有効であり、また当社の現状において現体制が適正であると判断しております。社外取締役には経営の遵法性、透明性の確保、向上のため助言等をお願いしています。

(1) 業務執行について

当社の取締役会は10名の取締役によって構成されており、うち1名は社外取締役であります。毎月1回以上、取締役会を開催するほか、同一構成員による経営方針会議を開催し、重要な経営問題につき審議ならびに討議を行っております。
また、社内の重要会議には、社外取締役を除くほとんど全ての取締役が出席し、業務執行への指示・意見交換を行っております。

(2) 監査・監督の方法

(ア) 内部監査

当社は、内部監査部門として社長直属の監査室を設置しております。監査室は、内部監査計画に基づき、原則年一巡方式により各組織の内部監査を実施し、監査結果や改善点の指摘等を定期的に社長に報告することとしております。
また、当社の子会社における内部監査は、当社の経営企画部と子会社の内部監査部門が連携して実施しております。

(イ) 監査役監査

当社の監査役会は監査役4名(うち、社外監査役は2名)で構成されております。監査役監査の方針、監査計画、監査の方法および分担は、監査役会で協議のうえ策定されます。当社の取締役会および経営方針会議には監査役全員が出席しており、また、社内の重要会議には常勤監査役が毎回出席しております。
子会社の業績等については、当社の監査役会は毎月書面による報告を受けるとともに、3ヶ月に1度の割合で「グループ監査役連絡協議会」を開催し、子会社の監査役が四半期業績の状況および監査結果等について報告を行うなど、積極的に情報交換を行っております。

(ウ) 会計監査

平成26年3月期におきまして、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の福本千人氏、本多茂幸氏の2名であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士9名、その他8名であります。なお、当該公認会計士の継続監査年数は福本千人氏が6年、本多茂幸氏が4年です。

2. 業務執行、監査・監督の強化について

(1) コンプライアンスの徹底とリスク管理

グループ各社を含む横断的なコンプライアンス体制の整備と実施のため、CSR委員会を設置しております。CSR委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告いたします。また、CSR委員会は、組織横断的リスク管理の状況を監視し、全社的対策を検討いたします。

なお、各役員のコンプライアンスに対する意識と確認を促進するため、「取締役業務執行確認書」および「監査役業務執行確認書」を毎期末に監査役会に提出する制度を採用しております。

(2) 積極的な情報開示

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーへの適時適切な情報開示が非常に重要であると認識しており、幅広い情報公開により経営の透明性を高めるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、かつ社外役員を選任しております。社外役員を含む監査体制が経営監視機能として有効であり、また、当社の現状において現体制が最適であると判断しております。

また、当社は「企業は社会の構成員であり、社会の公器である」との認識に立ち、経営の透明性を確保し、株主・取引先・社員・地域社会等あらゆるステークホルダーとの信頼関係を一層強化しつつ、グループ全体として企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げ、表面処理加工事業を通じて社会に貢献することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると考えております。これらの課題に対応していくためにも、現在のコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させていくことが当社にとって望ましいと認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	第63回定時株主総会（平成26年6月24日開催）におきましては、6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けるため、できる限り前倒しの開催となるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（本決算後および中間決算後）代表者による決算説明会を開催しております。各四半期決算については、期間投資家向けにスモールミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・ファクトブック・決算説明会資料等を掲載しております。また、重要事実等が発生した場合は、対外発表に合わせて、できるだけ速やかにホームページ上に掲載しております。 URL http://www.tocalo.co.jp/ir_index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関するお問合せ窓口は、経営企画部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念のなかで、株主、取引先、社員、地域社会等あらゆるステークホルダーとの良好な信頼関係を基礎にすることを掲げております。また、当社グループにおける業務等に関する重要事実等（内部情報）の管理のため、「内部情報管理および内部者取引管理規程」を制定し、適時開示について迅速、正確かつ公平な公表を基本とする体制を構築しております。
------------------------------	---

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、平成18年5月11日に開催された臨時取締役会において当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備に関する基本方針を決定し、同時に関連する社内諸規程を整備しました。また、平成20年4月25日開催の取締役会において基本方針を改定し、反社会的勢力への対応ならびに財務報告に係る業務の適正を確保するための体制についての方針を追加いたしました。

また、子会社である日本コーティングセンター株式会社においても同様に、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則100条第1項第4号)
 - 企業の行動指針およびコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長がその精神を役職員に伝えることにより法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 管理本部長をコンプライアンス担当として任命し、グループ各社(当社および当社の関係会社)を含む横断的なコンプライアンス体制の整備と実施のため、管理本部長を委員長とするCSR委員会を設置する。CSR委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
経営企画部はCSR委員会の事務局として活動すると共に役職員への周知徹底を図る。内部監査部門(監査室)は経営企画部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会および監査役に報告されるものとする。
 - 従業員が直接通報することを可能とするクリーンライン委員会を設ける。通報を受けたクリーンライン委員会はその内容の調査および対策の検討をおこない、重要な事項についてはCSR委員会に報告する。当該事項につきCSR委員会は再発防止策を審議・決定する。
- 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
(会社法施行規則100条第1項第1号)
文書管理規程、記録管理規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録すると共に、適切に保存および管理(廃棄も含む)し必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則100条第1項第2号)
 - コンプライアンス、反社会的勢力への対応、環境、災害、品質、情報セキュリティ、与信管理、投融資および輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドライン・マニュアル等を作成し、周知徹底を図る。なお、不測の事態が生じた場合は、災害対策規程に則り、ただちに災害対策本部を設置し対策を実施する。
上記以外に新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、体制を整備する。
 - CSR委員会は、組織横断的なリスク管理の状況を監視し、全社的対策を検討する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則100条第1項第3号)
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲がおこなわれ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
 - 取締役および監査役を構成員とする経営方針会議を設置し、重要事項について迅速な方針決定を行う。
 - 取締役会において3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、全社および事業部門毎の運営方針と予算を設定する。
 - 月次・四半期の業績は、ITを積極的に活用したシステムによる管理会計データを基に、迅速な業績管理を実施する。
 - 取締役会において月次業績の結果をレビューし、各担当取締役に予算に対する変動要因の分析とその対策を報告させ、必要に応じて運営方針および予算を修正する。
- 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則100条第1項第5号)
 - 当社トップおよびグループ各社トップの連絡体制を整備し、情報交換および方針決定を行い適正な運営に努める。
 - 当社およびグループ各社間での情報の共有化、連絡・報告等が適正かつ効率的に行われるためのITシステムを含む体制を整備する。
 - 当社およびグループ各社における適切な内部統制システムの整備を行い、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署として当社経営企画部がこれに当たる。
 - 当社取締役、部室工場長およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
 - 当社とグループ各社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、経営企画部とグループ各社の内部監査部門が十分な情報交換を行い、必要ある時は取締役会に報告する。
- 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則100条第3項第1号、会社法施行規則100条第3項第2号)
 - 監査役は、監査室所属の職員に、必要に応じて監査役監査業務および監査役事務局業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より業務命令を受けた職員はその命令に関して取締役、所属長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については監査役の同意を必要とする。
- 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則100条第3項第3号)
 - 取締役は取締役会、経営方針会議その他随時に次の事項を監査役に報告することとする。
 - 当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - クリーン・ライン委員会の通報状況および内容
 - その他企業倫理・コンプライアンス上重要な事項
 - 使用人は前項aおよびdに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(会社法施行規則100条第3項第4号)
 - 監査役に対して、監査役監査業務がより効率的に行えるよう、監査室を中心とした内部体制の整備・拡充に努める。
 - 監査役に対して、必要に応じて独自に弁護士、会計士等の有識者に監査役の監査業務に関する助言や支援を受ける機会を保障する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社および子会社は金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る基本方針」を制定し、これに基づき適切な業務の運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体、個人とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応し、被害の防止に努めることを定め、その旨を「コンプライアンス・ハンドブック」に記載して役職員全員に周知徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項